

令和 7 年 6 月 18 日

一宮市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する
条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

令和7年6月18日

一宮市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

一宮市長 中 野 正 康

一宮市規則第24号

一宮市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

一宮市学校運動場照明施設の設置及び管理に関する条例施行規則(令和2年一宮市規則第
85号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<u>(使用期間)</u> 第3条 照明施設の <u>使用期間</u> は、別表のとおりとする。 別表(第3条関係) 【別記 参照】	<u>(使用可能な期間及び時間)</u> 第3条 照明施設の <u>使用可能な期間及び時間</u> は、別表のとおりとする。 別表(第3条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

施設名	<u>使用期間</u>
一宮市立南部中学校 一宮市立大和中学校 一宮市立西成東部中学校 一宮市立浅井中小学校	略
一宮市立葉栗中学校 一宮市立萩原中学校 一宮市立尾西第三中学校 一宮市立木曾川中学校 一宮市立今伊勢小学校	1月1日から12月31日までの間の午後7時から午後9時まで

改正案

施設名	<u>使用可能な期間及び時間</u>
一宮市立南部中学校 一宮市立大和中学校 一宮市立浅井中小学校	略
一宮市立葉栗中学校 一宮市立萩原中学校	通年の午後7時から午後9時まで

<u>一宮市立西成東部中学校</u>	
<u>一宮市立尾西第三中学校</u>	
<u>一宮市立木曾川中学校</u>	
<u>一宮市立今伊勢小学校</u>	

付 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。